

第6回松江市新たな観光財源検討委員会 議事録

1 日時 令和6年8月21日（水）13時30分～15時00分

2 場所 ホテル白鳥2階 朱鷺の間

3 出席者

（1）委員

田中治会長、鷗鷗順副会長、井上くるみ委員、植田祐市委員、定秀陽介委員、白水照之委員、新宮大輔委員、野々内さとみ委員、春名勝之委員、松浦俊彦委員

（2）事務局

佐目財政部長、福岡観光部長、黒川財政部次長、石倉税務管理課長、大島観光振興課長、平塚諸税係長、浜浦税制係長、岩本観光戦略係長、山内主幹、坂本副主任、新宮主任主事、佐藤主任主事

4 議題

（1）議事

1 状況報告

隠岐4町村宿泊実態詳細調査結果

2 課税要件の再検討

免税点の設定について

5 議事の要旨

（1）議事1、2について 資料により説明

6 会議経過

別紙のとおり

7 担当課

松江市財政部税務管理課

電話：0852-55-5141

別紙

6. 会議経過

項 目	内 容
開会 石倉課長	それでは皆様おそろいになりましたので、若干時間より早いですが、始めさせていただきます。 本日は暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 ただいまより「第6回 松江市新たな観光財源検討委員会」を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、税務管理課の石倉でございます。どうぞよろしくお願いします。 本日の会議は、松江市情報公開条例及びそれに基づく審議会等の公開に関する要綱の規定により、すべて公開として開催いたします。 それでは開会にあたりまして、田中会長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。
1. 開会あいさつ 田中会長	今日は暑い中多くの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 今日の会議の主要な議題は、前回の会議に続いて、宿泊税の組み立てに関して、「免税点」をどうするかということになります。 前回の会議では、パブリックコメント等を受けて、2つの点について議論をさせていただきました。 1つは「課税免除」についてと、もう1つは「免税点」についてです。 後で再度確認させていただきますが、「課税免除」については、前回の委員会の報告書通りで、原則として、「課税免除」はしないが、教育旅行については十分考慮に値するということで、合意を得たと考えております。 ただ、「免税点」についてはいろいろなご意見もありましたので、今日再度、前回お出しいただいたいろいろな論点等も含めて、もう一度、「免税点」をどうするかということについて、この委員会としての考え方といいますか、合意、あるいは、相違を確認させていただければと思っております。 90分弱の時間を予定をしておりますが、委員の皆様には率直なご意見をちょうだいできればと思っております。 よろしくお願いします。

2. 委員会成立宣言 石倉課長	ありがとうございました。 本日の検討委員会は委員全員の出席ということで、成立していることを報告いたします。
3. 議事 石倉課長 田中会長 事務局 田中会長	議事に入る前に事務局からお願いがございます。 本委員会では議事録作成のためレコーダーで録音を行っていますが、マイクを通した音源のみ録音する仕組みとなっております。 ご発言の際は、必ずマイクのご使用をよろしくお願いいたします。 これから議事に入ります。条例の規定により、議事の進行は会長となりますので、田中会長、よろしくお願いいたします。 それではこれから議事に入ります。 先ほども申し上げましたように、前回の委員会では、「課税免除」の対象を広げるかどうかということと、「免税点」の設定についてどうするかという2つの点について、様々な議論をちょうだいしました。 その時は、「免税点」の設定について委員の皆様のご意見、見解が分かっているように見受けられましたので、その段階で結論を出すことはやめ、今回お集まりいただきました。 今回は、「免税点」の設定を中心に、この間、事務局で情報を集めていただいたので、それを参考にしながら議論を深め、委員会としての結論を出したいと考えております。 それではまず、「第5回検討委員会の振り返り」ということで、前回の議論はどういうものだったのか、念のため確認させていただきます。 よろしくお願いいたします。 ～資料説明～ はい、ありがとうございます。 今事務局から、「第5回検討委員会の振り返り」ということで説明がありました。

事務局

田中会長

～資料説明～

委員の皆様のご意見をちょうだいしたいと思いますので、それでは松浦委員からお願いできますか。

松浦委員	はい、ありがとうございます。 前回欠席しておりまして、一通り前回の議事録も読ませていただきました。方向性として、宿泊事業者の皆さんの事務負担ができるだけ少なくて済むようにと。 これはこの委員会が始まる前から私も申し上げてましたので、そういう方向で議論していただいていると思っていますし、「免税点」については、負担の公平性という観点から、一定程度の線引きをされる。また、隠岐の方々等の要望にも、どう応えていくかというバランスを考えると、今おっしゃっているように、5,000円未満ぐらいが妥当な線ではないかと思いましたが、それによって、宿泊事業者の事務負担もかなり軽減されるのではと思います。そういったバランス、あるいは負担の公平性も考えて、妥当な線ではないかと思っています。
田中会長	はい、ありがとうございます。 それでは続きまして野々内委員、お願いいたします。
野々内委員	野々内です。 事務局が本当に丁寧に調査をされて、よかったなと思っています。 前回、「課税免除」のことは皆さんで話し合って、あのような結果になりました。 「免税点」について今日もう1回ということでしたけれども、いろいろな声も聞きながら、報道でも昨日、今日と新聞に載せていただき、一般の方々もいろいろ考えてくださったのではないかと思います。 今日結論が出ますけれど、やっぱり行政としては、きちんとその方々が納得いくように、丁寧なご案内といいますか、説明ができるように、これからもよろしくお願いいたします。以上です。
田中会長	はい、ありがとうございます。 続きまして白水委員、お願いいたします。
白水委員	はい。事務局の皆様、短期間で追加のアンケート等対応をいただきましてありがとうございました。

	5,000 円の「免税点」の設定については、いただいた情報を踏まえて、賛同したい、賛成したいと考えております。 根拠背景としては大きく 2 つ申し上げたいと思います。 1 点目が 3 ページのところ。公益性の配慮の中で、個人的には隠岐の皆様健康面等への一定の配慮を考えておりました。 そういう観点で、今回の調査結果から、5,000 円未満にした場合には 45%の皆様のご負担を減らす効果が見えています。特に最も多いボリュームゾーンは 3,000 円です。25～6%の皆様がこのあたりで使われてるという意味で言えば、一定の効果が明確にあるのが見えると思います。 加えて 2 点目は、9 ページのところでございます。 先ほどもご指摘いただきましたが、宿泊事業者の皆様の負担にも一定程度対応いただきながら、ご理解をいただける割合ではないかと理解をしています。 つまり、5,000 円未満にした場合には、約 1 割、10%程度の事業者の皆様の負担が出てくるということですが、この負担が多すぎますと、財源がない中でしっかり確保するために税を設定したとしても、その事務負担が上がれば事業者の人件費が増え、逆にこの政策効果の意味が薄れます。先々のことを考えれば、この 1 割の負担でご理解をいただきたいという思いはございます。 従ってまとめると、地域の皆様のご理解と、宿泊事業者のご負担のご理解。すべてを網羅するのは難しいと思いますので、ここを一定配慮いただいた今回の案は、一定程度バランスがとれた取り組み、施策ではないかと理解をして、賛同したいと考えております。以上です。
田中会長	はい、ありがとうございます。 続きまして井上委員、お願いいたします。
井上委員	前回欠席しまして失礼いたしました。 いろいろな意見、前回の資料もいただきまして、拝見いたしました。 そして今回の説明を聞きまして本当に、細かい資料をご用意いただきまして、大変だったと思います。ありがとうございました。 さっきもおっしゃっていましたが、やっぱり事業負担というのはとても大変だと思いますが、5,000 円未満ですと、10%くらい、1 割の方の負担にはなりますが、そこは勘弁いただいて、5,000 円というのは妥当な線ではないのかと思っております。 報道を見ておりますと、宿泊税もですが、どちらかの島は入島税をいただくとかいう話題がありまして。島の方々は、観光客のゴミなども全

	部自分たちが始末しなきゃいけないと、理由をおっしゃってましたけれども、松江市の場合はそういうことはなくて、今のいろいろな現況を踏まえた上で宿泊税をいただくというのは、大きくかけ離れたようなことはなく、とてもいいことで、それを活力にして最初の目的通りきちっと使えば、とてもいい線ではないかなと思っています。以上です。
田中会長	はい、ありがとうございます。 続きまして植田委員、お願いいたします。
植田委員	はい、ありがとうございます。 まず、行政の皆様ありがとうございます。1年間に渡って私どものいろいろな要望に対しデータを集めていただき、感謝申し上げます。丁寧な説明もいただいてありがとうございます。 私の意見としては、実は変わっていないんです。税は税、政策は政策で分けるというのは変わっていません。それと、税の公平性ということであれば、やはり、どうなのかなというところはまだ思っています。スタート時点は、本来はシンプルにすべきだと考えているんです。 しかしながら、このまま議論を平行線でするというのは、意味をなさないですし、データ集積と精査をしていただいて、一定のロジックを立てて、仮説を立てていただいて5,000円ということが出ています。これに対しては、非常に評価するべきだと考えております。 ですので結論からいくと、この5,000円という「免税点」はロジックからいくと、一定の理解はできていると思っています。 ただ申し上げてますように、本来は、というところは変わっていないということはありません。 そしてこれは、1回決まったからこれですって進めるということではなくて、毎年、もしくは何年かに1回交渉していきながら、本当にこれでいいのかという議論をするのが大前提になっておりますので、私としては、まずスタートすることが最優先と考えていますので、この5,000円という免税でスタートが切れるのであれば、早くにスタートを切るべきであると考えています。 少し税の話からズレますが、私どもは業界としてこの税に当初反対を申し上げておりました。 なぜかという、その使い道等々が、入湯税も含めていろいろな形で変わってきており、そういう見えない部分に対して予算だけを徴収して、収入として入ってくるということは、いかがなものかということで、10年前から松江の観光のあり方をずっと議論を交わしてきましたが、

	何ら変わっていないです。 しかしながら、この税を導入することで観光のあり方が大きく変わるきっかけになるだろうということがありますし、組織体制とか、いろいろなものを変えていくためには税収入というものが必要なわけですので、そういった面では、それを担保できる新しい税ができるというのは、その組織の変更、振興ということも大きく進むことができるだろうということで、賛成とさせていただいたという経緯があります。 そういう思いがありますので、あくまでこの税は手段でしかないんです。この税を徴収することは目的ではないんです。 目的はビジター、来訪者を松江にいかに多く増やしていくかということであって、その戦略、戦術を立てていって、それを実行するための予算として、新たな税を手段として導入するという、ここは非常に重要なことでありますので、あくまで税は手段であるということであります。そういう意味で、戦略、戦術を立てていく。 それともう1つ重要なのは時間です。時間は無限大ではありません。10年もかかって議論を交わしてきたというのは、時間があまりにもかかりすぎていると思いますので、そういう意味で、今日の委員の皆さんのご意見でいくと「免税点5,000」で決まっていって、これからどんどん進んでいくと思いますから、時間を大切に、少しでも早く進行していく必要があります。 私どもは民間業者ですので、評論家ではありません。評論してても何も変わりません。ですから実行して、間違っていれば変えればいいんです。まず実行することが大切であるということをもう一度付け加えさせていただきたいと思っていますので、今日は税の方、観光企画の方もおられますので、是非速やかに実行していって、まずはスタートする。それから実行していって、悪いところはすぐ改善していくということ期待をさせていただいて、私の意見とさせていただきます。
田中会長	はい、ありがとうございます。 続きまして定秀委員、お願いいたします。
定秀委員	はい。前回欠席いたしまして、申し訳ありませんでした。 そのあと、丁寧に事務局からご説明をいただいて、持ち帰って組合の方でも話をしまして、5,000円というのが一番手間が最小限に抑えられ、市民の皆さんも納得できる形じゃないかということで、組合の方ではいい着地点ではないかという話で、まとまりました。 また、どうしても小さい事業者が多いので、処理がどれだけ煩雑にな

	るかが気になる、具体例が欲しいということを書いていたんですけど、それも現在、宿泊税をやっているところの例を見せていただいて、皆さん納得した形で落ち着きましたので、美保関としては、5,000 円の「免税点」で、賛成ということで表明いたします。以上です。
田中会長	はい、ありがとうございます。 続きまして新宮委員、お願いいたします。
新宮委員	はい。失礼いたします。 免税点に関して玉造の組合員の意見としては、宿泊される方が課税対象なのか、あるいは非課税なのか等を含めた、納税の事務負担を考えると、「免税点」は設けない方が望ましいという意見がございました。 その上で、先ほど事務局からご提案いただきましたが、この 5,000 円未満という「免税点」に関してどうかという個人的な考えを申し述べさせていただきますと、様々な資料等から地域への配慮、または事業所の納税の配慮。こういう点から見ても、「免税点」を設けることの影響を最小限にとどめるという意味で、妥当な金額であろうと考えております。 また先ほど、植田委員も触れられまして、繰り返しになりますので長くは申し上げませんが、税の制度は制度として、観光推進する組織のあり方、また税の使い道等も総合的に今後整理して、魅力ある制度設計を、ぜひ一緒に考えさせていただきたいと思っております。
田中会長	はい、ありがとうございます。 続きまして春名委員お願いいたします。
春名委員	はい、ありがとうございます。 事務局の皆さん、わかりやすい資料を作っていただきまして、誠にありがとうございました。 私は前回から参加させていただいたんですが、「免税点」の議論ということで、特に宿泊施設の事業者様のご負担はない方がいいんじゃないかというお話をさせていただきました。 とは言いつつ、パブリックコメントや隠岐の地域の皆さんの声なども

	先ほどのデータで、45%程度カバーができるとか、あるいは事業者様の方のご負担を強いるんですけど、概ね宿泊者数でいくと、10%ぐらいということで、適当ではないかというお話がありました。 施設様においては、概ね全体で見ると、先ほどの10%のご負担ということなので、5,000円という金額に関しては、私も賛同したいと思います。 あともう1点、税收確保の観点から先ほどデータを示していただきましたけど、5,000円ではないかと思います。 あとは、植田委員もおっしゃいましたが、スピード感を持っていくことと、もう1つはローリングさせていくことが大事だと思うので、見直していくこともやるべきだと思いますし、いろいろな形で進めていくのがいいんじゃないかと思います。
田中会長	はい、ありがとうございます。 続きまして鷗鷯副会長、お願いいたします。
鷗鷯副会長	この案で、パブリックコメントでいただいた意見についても配慮した内容になっていますし、「免税点」が与える影響についても、ある程度範囲内かなと思っておりますので、この案でいいと思っておりますが、さきほどもありましたように、事業者の方の負担をどう軽減していくのかという点では仕組みづくりを考えていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。
田中会長	はい、ありがとうございます。 委員の皆様のお話をお聞きしますと、暫定的な方向として、この「免税点」の制度設計について、賛同をちょうだいしてと思っています。 その上で、さらに追加的に発言をしたい方がございましたらお願いしたいし、なければ今の委員の皆様のご意見等を前提に、私の方からまとめの発言をさせてもらいたと思います。いかがでしょうか。 よろしゅうございますか。 それでは、少し「免税点」に関連してお話をさせていただきます。 まず結論として、この暫定的な方向で示していますように、「免税点」を5,000円に設定するというので、委員会としては、適切、妥当であると考えているということになろうかと思います。 もう1つは、宿泊税はこういう事業をするために、これくらいの金額

が必要という議論をしますから、ある程度「こういう事業」を前提に議論していくと、一般的には3億円程度の財源が必要になるが、「免税点」を仮に5,000円と設定しても、「松江観光戦略プラン」を実現するために必要な事業規模の遂行や、そのための必要な財源確保という点において、特に大きな支障は生じないという内容で委員会としての結論を示したいと思っています。

結論としては今のような内容でよろしゅうございますか。

その上で、今委員の皆様が「免税点」の設定理由に関連しておっしゃったことを税制としてどう作るかという観点から、私の意見の整理の仕方として少し紹介させていただきます。

まず、植田委員がおっしゃったように、税の論理を前提にすると、「免税点」は理論上必要ないという結論になるかもしれないが、そこは現実をしっかりと見た上で、現実と理論がうまく合うような仕組みを作るのが必要だろうと思います。

そもそも宿泊税というのは、松江市以外の人々が、観光等で松江市を訪れることによって、松江市がいろいろな対応をする必要がある程度迫られてきたり、あるいは観光都市としてもっと魅力あるものを作るためにはこうする必要があるんだという意味で、行政需要が当然出てくる。

そういう原因となる人に対しては、一定程度の負担はして欲しい。

それは何かというと、松江市を訪れる人々が市内で宿泊したり、物を食べたり買ったりするいわば消費能力に注目して課税する。

消費能力で一番大きな部分を占めるのは、おそらく宿泊料金で、その点については宿泊事業者にお手数をおかけするが、税としては松江市を訪れる人の消費能力に目をつけた税制であるというのが、まず出発点になろうかと思っています。

そうは言っても、税の基本的な理屈と現実とが、場合によって食い違うというのは、当然あり得る話で、何が何でも理屈通りでというのも乱暴な結果になりかねず、そこは現実と理論をどう調整するかという問題になっていく。

そういう意味で、「免税点」に関しては税の制度から言うと目の付け所が2つあると思います。

1つは、納税義務者である宿泊者が低廉な価格帯の宿泊をした場合、一定の配慮が必要であろうという点で、一定の範囲の納税義務者である宿泊者に対する配慮は、ある程度した方がいい。

例えば、事務局から報告いただいたように、定員30名以下の比較的小さい規模の宿泊施設では、8割程度が5,000円未満の価格帯に宿泊している、あるいは、一般的に料金を低く設定している簡易宿所や、民泊での宿泊においても、5,000円未満の価格帯が過半数を超えているという現実がある。一定の宿泊料金を下回る部分の人に対して、1泊について200円という税率をかける際、その元というのは、宿泊料金ではあり

ません。1泊、つまり、1日×200円ですから、2泊したら、2泊×200円の400円という計算で、税の仕組みの中には宿泊料金は実は入ってない。入ってないけれども、そこは考慮しないと、余りにも宿泊者の負担感を必要以上に強め、その結果、反発を招くこともあり得るので、避けられるものは、避けたいというのは十分あり得る。

そういう理由で、1つは、納税義務者の在り様に注目をして、一定の範囲での合理的な基準で「免税点」を作るというのは十分あり得ることになる。これが第1点で、基本だと思います。

それとの関連で、隠岐の4町村からの要望も、納税義務者として宿泊料金を支払う人にとっての負担が大きいのか、小さいかということに注目した問題だと思います。

例えば、隠岐の町村から松江市内に宿泊する場合の価格帯というのは、3,000円台に3割弱、4,000円から6,000円にもそれぞれ2割と、幅広いといえれば幅広い。ある程度高額な場合でも、この地域には、例えば、妊産婦等が医療機関に通院、入院するために宿泊する場合には、1泊1人3,000円の支援制度があるということをトータルして考えた時、「免税点」の制度として5,000円で線を引くと、結果として、あるいは事実として、要望をお持ちの隠岐の場合でも、宿泊税がかからない施設に宿泊するという選択肢を与えることになる。選択肢を与えるということを通して、隠岐の町村からのご要望に応えることに十分なり得ると考えます。

今お話ししたのは、納税義務者に対する配慮の問題です。

次に大きな2つ目は、特別徴収義務を課される、宿泊事業者の徴収の事務負担に対する配慮です。

これはいろいろな考えがありますが、例えば、非常に宿泊料金が少ない場合の簡易宿所等の場合であると、宿泊料金が少ないのに、それに合わせて宿泊税を200円徴収するとは言いにくい場面もあるだろう。

委員の中にもご意見がございましたように、宿泊事業者からすると、区別はせず全部一律200円徴収すればいいという意見も当然おありだと思いますが、そうは言っても、低い料金の場合にお伝えしにくいというのは人情として当然有り得る、あるいは宿泊事業者にとってひょっとしたらプラス面がある。

こういふことで、「免税点」を作る場合に考慮する要素として、1つ目は、納税義務者である宿泊者の負担をどう考えるのか。

2つ目は、特別徴収義務を課される宿泊事業者にとって、積極面、マイナス面をどう考えるのか。

この2つの点で整理をする必要があると思います。

今回の「免税点」を設け「5,000円とする」のは、トータル判断として、その2つの関係者にとって100%満足するかどうかはともかく、あ

石倉課長	る程度許容範囲として考えられる、その範囲内に収まっていると言えるのではないかと思います。 「免税点」に関して、今日の委員の皆様のお話をお聞きをしてこの議論を作っていく上で、事務局が整理いただいた関係団体や関係当事者からの詳細で具体的な情報が今日の議論を支えていただいたと思います、深く感謝申し上げます。 そういうことで、「免税点」に関して前回からの懸案事項がこれでほぼ決着がつくことになると思います。 今私が申し上げたことを含めて、何かございますでしょうか。 よろしゅうございますでしょうか。 念押しということで、冒頭申し上げましたように、「課税免除」に関しては前回同様、「課税免除」の対象の拡大はしない、教育旅行に限定することが望ましいという結論になろうかと思います。 前回から宿題として残されていた「免税点」についての議論をもとに、今日、委員会としての結論を得ることができて本当にありがたいと思います。委員の皆さまにはいろいろなところで関係、関連する方々から意見を聴取いただき、あるいは、ご自身で一生懸命、真摯に考えていただきまして、本当にありがたく思っております。 今申し上げたような形で、最終的に報告書に追加する形になると思います。また、細部の表現については差し支えなければ、私に一任させていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。 それを踏まえた上で、今後の手順に関して、事務局からお話願えますでしょうか。 それでは説明させていただきます。 去年3月の報告書のまとめでも検討していただきました手法でございます。書面での確認をご提案いたします。 田中会長が最後にまとめとして発言されました内容をベースに、報告書に追加する書面として、「松江市新たな観光財源検討委員会報告書(追加報告)」の素案を事務局で作成し、委員の皆様へ郵送、確認をさせていただきます。 追加報告の内容につきまして、書面により、ご意見等を事務局へ提出いただき、その回答を集約し、最終確認を会長にご一任いただく形で、追加報告をまとめさせていただきますと考えております。
-------------	---

田中会長	はい、ありがとうございます。 今の説明の通り、追加したものについて、書面を委員の皆様にもう一度再確認をしていただいた上で、最終的には細かな表現等も含めたものについては、私と事務局とで少し調整をさせていただければと思っております。 今のような方向でよろしゅうございますか。 では、そのようにさせていただきます。 さらに、それ以外の点で事務処理に関連して事務局の方が考えられていることがあれば、お願いします。
石倉課長	今後ですけれども、市として追加報告を受けた後の対応、具体的にはパブリックコメントの考え方についてでございます。 前回の検討委員会でもご説明しましたが、2回目のパブリックコメントは、必要に応じて実施することとしております。 4月のパブリックコメントでいただいたご意見につきましては、7月の回答の中で、可能な内容については市の考え方を示し、一方で「課税免除」と「免税点」につきましては再検討を行うこととしております。 検討委員会での改めでの検討は、このパブリックコメントの対応過程と考えており、今後、追加報告を受けて、市の基本方針を固め、再検討した結果として改めて回答することで、4月のパブリックコメントの一連の対応が完結するものと考えております。 このため、必要に応じてとっていたパブリックコメントを再度行う必要はないものと考えております。 この考え方につきまして、委員会で確認をさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。
田中会長	ありがとうございます。 要するに、もう1回パブリックコメントにかけることはしないということになるかと思えますし、またそれは、従前出したパブリックコメント等々、全く違う案を当委員会が再度提出する場合には、それこそ必要に応じてということになると思えますので、もう1回それを問うことになると思えますが、前のパブリックコメント等を受けて、本当にこの報告書でいいのかという点で再検討をして、そして事務局等を含めていろいろ調査をしてきたということになりますので、この報告書に追加するという格好で、そして、改めてパブリックコメントにはかけない、しないという処理をしたいと思えますが、よろしゅうございますか。

	では、そのようにさせていただきたいと思います。 それでは本日、本当に大変暑い中でご参集いただきまして、また熱心に議論をいただきまして本当にありがたいと思っております。 このような格好で、報告書の追加が無事に終了するという事で、委員の皆様、あるいは事務局の方々、それぞれのご尽力に改めて厚く御礼申し上げたいと思います。 それでは、議事の進行を事務局にお返します。
4. その他 石倉課長 佐目部長	はい、田中会長には円滑な議事進行をいただきまして、ありがとうございますございました。 追加報告の素案につきましては、作成でき次第、委員の皆様にお送りいたします。 ご多忙の折と存じますが、8月26日（月曜日）までにご確認をいただきますよう、お願いいたします。 今後の予定ですが、委員の皆様からの回答を取りまとめまして、会長の確認が取れ次第、「松江市新たな観光財源検討委員会報告書（追加報告）」として確定をし、委員の皆様へご報告いたします。 また、事務局から報道機関へ情報提供を行わせていただくとともに、報告書を受けて、市としての基本方針を固め、9月下旬を目途にお示しする予定としております。 その後は11月議会への議案上程に向けて準備を進めて参ります。 財政部の佐目でございます。失礼いたします。 まずもって、今年の8月から1年間にわたりまして、計6回の検討委員会を開催し、議論を重ねていただきました、田中会長をはじめ、委員の皆様方に心より感謝を申し上げます。 この間、本市の宿泊税の基本方針案。これに対しまして、様々な方面からご意見をちょうだいする中で、課税要件の一部、「課税免除」であったり、「免税点」につきまして改めてご議論をお願いいたしました。 委員の皆様方には本当に真摯に検討いただきまして、本日、ご覧の通り、追加報告と言う形でのまとめをしていただきましたことに、重ねて感謝を申し上げます。 今後、先ほどございましたが、まず市議会でのご審議、また、国との協議など手続きが控えておりますけれども、まずはきちんと宿泊税制度

	の周知であったり、関係する皆様方へのご説明、こういったことにつきまして、本日ご意見等もちょうだいしておりますけれども、丁寧かつスピード感を持って取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続きの委員の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、私からのお礼のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。
閉会 石倉課長	それでは以上をもちまして、第6回検討委員会を閉会いたします。 ありがとうございました。